

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月30日
【発行者名】	日本都市ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 西田 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	株式会社K J R マネジメント 執行役員都市事業本部長 荒木 慶太
【電話番号】	03-5293-7081
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	日本都市ファンド投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 11,238,154,200円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 965,613,600円 (注)今回の一般募集は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額 (発行価格)で行う募集のため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異な ります。
安定操作に関する事項	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口につい て、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20 条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融 商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月25日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2024年9月30日開催の本投資法人の役員会において発行価格及び売価等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 引受け等の概要
- (15) 手取金の使途

2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について
 - (2) 海外販売に係る発行数（海外販売口数）
 - (3) 海外販売に係る発行価格
 - (4) 海外販売に係る発行価額の総額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 頁で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2024年9月30日（月）となりましたので、一般募集の申込期間は「2024年10月1日（火）」、払込期日は「2024年10月4日（金）」、申込証拠金の入金期間は「2024年10月1日（火）」から2024年10月2日（水）まで、受渡期日は「2024年10月7日（月）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「2024年10月1日（火）」、申込証拠金の入金期間は「2024年10月1日（火）」から2024年10月2日（水）まで、受渡期日は「2024年10月7日（月）」、本第三者割当の払込期日は「2024年11月6日（水）」、シンジケートカバー取引期間は「2024年10月2日（水）」から2024年10月31日（木）までの間、海外販売に係る発行年月日（払込期日）は「2024年10月4日（金）」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行数】

< 訂正前 >

204,100口

(注1) 2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において決議された公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）においては、発行投資口数204,100口のうちの一部が欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売口数」といいます。）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は、本書の日付現在、未定です。なお、国内販売口数（発行数）及び海外販売口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」に定義します。以下同じです。）に決定されます。ただし、本投資法人が既に発行した本投資口及び一般募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集（販売）される本投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。海外販売の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(注2) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるKKR Alternative Assets LLCから10,200口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

< 訂正後 >

122,460口

(注1) 2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において決議された公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）においては、発行投資口数204,100口のうちの一部が欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されます。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売口数」といいます。）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は、81,640口です。海外販売の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(注2) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるKKR Alternative Assets LLCから借り入れる本投資口10,200口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4)【発行価額の総額】

< 訂正前 >

19,641,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として、本書の日付現在における、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）に基づき算出した見込額です。

< 訂正後 >

11,238,154,200円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、国内販売口数（発行数）に係るものです。

(5)【発行価格】

< 訂正前 >

未定

- (注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。
- (注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2024年9月30日（月）から2024年10月2日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）を決定します。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.jmf-reit.com/ir/news/index.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- (注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

< 訂正後 >

94,668円

- (注1) 発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）は、91,770円です。
- (注2) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額をいいます。以下同じです。）について、2024年10月1日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.jmf-reit.com/ir/news/index.html>）において公表します。
- (注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり2,898円）となります。

(13)【引受け等の概要】

< 訂正前 >

以下に記載する引受人は、2024年9月30日（月）から2024年10月2日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
合計		204,100口

(中略)

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計（発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受投資口数の合計は、本書の日付現在における、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）（引受投資口数は未定）に係るものであります。

< 訂正後 >

以下に記載する引受人は、2024年9月30日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	44,903口
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	40,820口
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	22,451口
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	6,123口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	5,837口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,326口
合計		122,460口

(中略)

(注4) 引受投資口数の合計は、国内販売口数（発行数）に係るものであります。

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

国内販売における手取金19,641,000,000円については、海外販売における手取金（未定）と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第45期取得済資産、取得予定資産、公表済第47期取得予定資産、第45期譲渡済資産及び譲渡予定資産の概要 取得予定資産及び公表済第47期取得予定資産の概要 <取得予定資産>」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を以下総称して「取得予定資産」といいます。）のうち、「Gビル神宮前10」、「JMFビル横浜港北01」及び「JMFビル大阪福島02」の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限（981,000,000円）については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。

(注) 上記の各手取金は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、本書の日付現在における、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）に係るものです。

<訂正後>

国内販売における手取金11,238,154,200円については、海外販売における手取金7,492,102,800円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第45期取得済資産、取得予定資産、公表済第47期取得予定資産、第45期譲渡済資産及び譲渡予定資産の概要 取得予定資産及び公表済第47期取得予定資産の概要 <取得予定資産>」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を以下総称して「取得予定資産」といいます。）のうち、「Gビル神宮前10」、「JMFビル横浜港北01」及び「JMFビル大阪福島02」の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限（936,054,000円）については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。

(注) 国内販売における手取金は、国内販売口数（発行数）に係るものです。

2【売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

10,200口

(注) 上記売出数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がKKR Alternative Assets LLCから10,200口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。今後、売出数が決定された場合には、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.jmf-reit.com/ir/news/index.html>）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

10,200口

(注) 上記売出数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がKKR Alternative Assets LLCから借り入れる本投資口10,200口の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額）について、2024年10月1日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.jmf-reit.com/ir/news/index.html>）（新聞等）において公表します。

(4)【売価額の総額】

< 訂正前 >

1,012,000,000円(注) 上記売価額の総額は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

965,613,600円(注)の全文削除

(5)【売価格】

< 訂正前 >

未定(注) 売価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（5）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

（後略）

< 訂正後 >

94,668円(注)の全文削除

（後略）

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

< 訂正前 >

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社がKKR Alternative Assets LLCから10,200口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、10,200口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社によるKKR Alternative Assets LLCからの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（後略）

< 訂正後 >

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社がKKR Alternative Assets LLCから借り入れる本投資口10,200口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

< 削除 >

（後略）

4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

< 訂正前 >

一般募集に係る発行投資口数204,100口のうち一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

< 訂正後 >

一般募集に係る発行投資口数204,100口のうち一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されます。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

(2) 海外販売に係る発行数（海外販売口数）

< 訂正前 >

未定

(注) 上記の発行数は、海外販売口数であり、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

< 訂正後 >

81,640口

(注)の全文削除

(3) 海外販売に係る発行価格

< 訂正前 >

未定

(注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る本投資口1口当たりの払込金額）を決定します。

(注2) 海外販売に係る発行価格及び発行価額は、それぞれ前記「第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集） (5) 発行価格」に記載の発行価格及び発行価額と同一とします。

< 訂正後 >

94,668円

(注) 海外販売に係る発行価額（本投資法人が引受人より受け取る本投資口1口当たりの払込金額）は、91,770円です。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

(4) 海外販売に係る発行価額の総額

< 訂正前 >

未定

< 訂正後 >

7,492,102,800円